

事業計画概要書に対する知事意見書

2 佐地環番 93-2 号
令和 2 年 9 月 3 日

小柳産業株式会社
代表取締役 小柳 好範 様

長野県佐久地域振興局長

令和 2 年 7 月 27 日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可）

(1) 氏名及び住所	小柳産業株式会社 代表取締役 小柳 好範 長野県上田市材木町二丁目12番10号	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市東内字太年寺1465番地 1	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	一般廃棄物：ごみ処理施設（破碎施設） 産業廃棄物：廃プラスチック類等の破碎施設	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	○一般廃棄物 廃家電（家電リサイクル法対象物を除く。）、 廃家具、木くず、廃プラスチック類（容器包装リサイクル法対象物を除く。） ○産業廃棄物 廃プラスチック類、木くず、がれき類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	○一般廃棄物 廃プラスチック類 6.624 t /日 (0.828 t /h 8 時間稼働) 木くず 19.20 t /日 (2.40 t /h 8 時間稼働) ゴムくず 13.04 t /日 (1.63 t /h 8 時間稼働) 金属くず 44.80 t /日 (5.60 t /h 8 時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 52.32 t /日 (6.54 t /h 8 時間稼働) ○産業廃棄物 廃プラスチック類 6.624 t /日 (0.828 t /h 8 時間稼働) 木くず 19.20 t /日 (2.40 t /h 8 時間稼働) がれき類 52.32 t /日 (6.54 t /h 8 時間稼働) ゴムくず 13.04 t /日 (1.63 t /h 8 時間稼働) 金属くず 44.80 t /日 (5.60 t /h 8 時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 52.32 t /日 (6.54 t /h 8 時間稼働)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
	破碎施設の設置場所 上田市東内字太年寺 1465 番地 1 <u>(敷地内での移設)</u>	破碎施設の設置場所 上田市東内字太年寺1465 番地 1

(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 上田市東内下和子地区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) ・上田市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第28条第2項、条例施行規則第22条第1号
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(開催日時) 令和2年10月2日(金)午後7時から (開催場所) 下和子公民館コミュニティセンター榎実の家 (上田市東内1532番地4)

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。